

長泉町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長泉町（以下「町」という。）がインターネット上に公開している長泉町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下同じ。）とし、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの

法令等に違反するもの又は違反する疑いがあるもの

公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

政治活動、宗教活動、社会問題等についての主義主張に係るもの

個人又は法人の名刺広告

公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページの中でリンクを張っているものの内容についても適用するものとする。

(広告の掲載順位)

第3条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先させることとし、その順位は次のとおりとする。

国、地方公共団体及びこれらに類するものとして町長が認めるものに係る広告

町内に事業所等を有するものに係る広告

前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページとし、掲載位置は町が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は10枠とする。

3 町長は、掲載場所及び枠数を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに掲載場所及び枠数を設置することができる。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ 縦60ピクセル×横 120ピクセル

容量 4キロバイト以内

データ形式 GIF形式、JPEG形式又はPNG形式

(広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金(以下「掲載料金」という。)は、1枠当たり月額1万円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、連続する掲載期間は、12箇月を限度とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載希望月の1箇月前までに長泉町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて申し込むものとする。ただし、町税の滞納がある場合は、申込者となることができない。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、次条に規定する長泉町ホームページ広告審査委員会の審査を経て当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を長泉町ホームページ広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前条に規定する申込みが第4条に規定する掲載枠数を越えた場合で、かつ、第3条による広告掲載の順位が同等であると判断したときは、掲載期間の長い広告から順に決定するものとする。ただし、同一条件で掲載枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告審査委員会)

第10条 広告掲載に関する事項について審査を行うため、長泉町ホームページ広告審査委

員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総務部長、行政課長、企画財政課長、福祉保険課長、建設計画課長、産業環境課長及びこども育成課長で組織する。
- 3 委員会の委員長は、総務部長とし、副委員長は行政課長とする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、行政課において処理する。

（会議）

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（掲載料金の納付）

第12条 第9条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに、第6条に規定する掲載料金を掲載期間に応じ、一括して納付しなければならない。

（広告主の責任）

第13条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（広告主の届出義務）

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、長泉町ホームページ広告申込内容変更届出（様式第3号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

広告の掲載を取り下げるとき。

広告の内容を差し替えるとき。

リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

リンク先ホームページに障害が発生したとき。

前各号に規定するもののほか、長泉町ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

(掲載決定の取消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

広告の内容が第2条の規定に反するものであると判断したとき。

広告主が第12条の規定による掲載料金を納付しないとき。

広告主から広告掲載の取下げの届出があったとき。

広告主のホームページが事前の連絡もなく閉鎖されたとき。

前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、長泉町ホームページ広告掲載取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第16条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第5号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。)は、既納の掲載料金の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。)に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の返還を受けようとする広告主は、長泉町ホームページ広告掲載料金還付請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

(免責事項)

第17条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を町に請求しないものとする。

サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に

起因する事故及び障害による停止

2 町は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合については、これを賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

長泉町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

長泉町長 様

申込者 所在地
名 称
代表者職氏名
電話番号

印

長泉町ホームページへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月まで(箇月)	
リンク先URL		
広告の内容 (バナーを添付)		
業 種	会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください。	
連 絡 先	担当者所属・氏名	
	電 話	
	F A X	
	Eメール	
備 考		

申込みに当たっては、長泉町ホームページ広告掲載取扱要綱、長泉町ホームページ広告掲載基準及び長泉町ホームページ広告表現ガイドラインの内容を遵守します。
申込みに当たり、私の町税の納付状況を調査し、その納付状況を確認することについて同意します。

第 年 月 号
年 月 日

様

長泉町長



長泉町ホームページ広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました長泉町ホームページへの広告の掲載について、審査結果を次のとおり通知します。

区 分	掲載します	掲載できません
掲 載 期 間	年 月 から	年 月 まで(箇月)
リンク先URL		
広告掲載料金	円	
広告掲載料金の納付期限	年 月 日までに同封の納入通知書により指定の場所で納付してください。	
掲載できない理由		
そ の 他		

(注) 広告の掲載に当たっては長泉町ホームページ広告掲載取扱要綱、長泉町ホームページ広告掲載基準及び長泉町ホームページ広告表現ガイドラインの内容を遵守してください。

様式第3号（第14条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

長泉町ホームページ広告申込内容変更届出

年 月 日

長泉町長 様

申込者 所在地
名称
代表者職氏名
電話番号

印

長泉町ホームページへの広告の掲載について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
備考		

様式第4号（第15条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 年 月 号
日

様

長泉町長



長泉町ホームページ広告掲載取消通知書

長泉町ホームページへの広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

取消年月日	年 月 日
理 由	

様式第5号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

長泉町ホームページ広告掲載料金還付請求書

年 月 日

長泉町長 様

請求者 所在地
名称
代表者職氏名
電話番号

印

長泉町ホームページへの広告掲載について、次のとおり還付請求します。

還付請求期間	年 月から 年 月まで(箇月)
請求金額	円
振込金融機関	銀行 金庫 農業協同組合 本店・支店
	預金種目 普通 ・ 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)